

令和5年2月8日

# まちづくり委員会資料

多摩川丸子橋河川敷のにぎわい創出に向けた  
新たな利活用について

建設緑政局

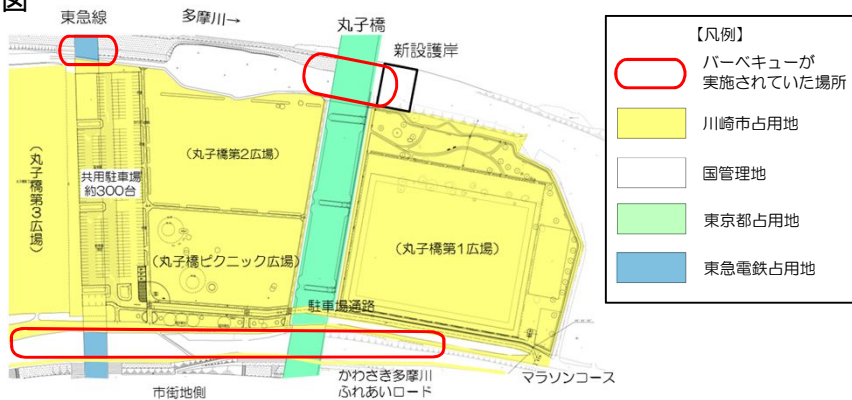
# 多摩川丸子橋河川敷のにぎわい創出に向けた新たな利活用について

## 1 丸子橋河川敷の利用状況と課題

### (1) 丸子橋河川敷の利用状況

- ・丸子橋河川敷には野球やサッカーなどで利用できる運動施設やピクニック広場などがあり、**多くの利用者で賑わっている**。
- ・また、丸子橋河川敷には駐車場があるとともに、東急東横線新丸子駅などからも近く、交通の便が良いこともあり、市街地側の国管理地や川側の東急東横線丸子橋の高架下において、**バーベキュー利用者も多くなっている**。
- ・バーベキューについては、本市の占用地では禁止をしているため、主に**本市の占用地外で実施**されている。

### 位置図



### (2) 丸子橋河川敷の課題

- ・丸子橋河川敷及び周辺の住宅街において、バーベキュー利用者等によるゴミの投棄や騒音などの迷惑行為が課題となっている。



ゴミの散乱及びゴミの投棄



近隣住宅のゴミ集積所へのゴミの投棄



音響機器等の持込による騒音問題



かわさき多摩川ふれあいロード利用者への進行妨害

## 2 これまでの取組

### ・平成25年3月：丸子橋周辺バーベキューに関する連絡会の開催

バーベキュー利用者によるゴミの投棄等の課題解決には関係者の連携した対応が必要であることから、周辺町内会、商店街、国土交通省、東京都、鉄道事業者、警察、川崎市による連絡会を設置し、課題解決に向けた対応策等について検討を実施  
※これまで計15回の連絡会を定期的に開催

### ・平成30年8月：国や警察、周辺町内会等と連携したマナーアップキャンペーン 平成30年10月、平成31年4月、令和元年5月にも実施



マナーアップキャンペーン

### ・令和元年10月：河川敷の適正利用を目的とした社会実験

バーベキューが行われている場所の一部を一時的に占用し、イベントの開催など適正利用を目的とした社会実験を計画していたが、令和元年東日本台風の影響により中止

### ・令和2年3月：国管理地を一時的に占用し、一般のバーベキューを禁止

新たな利活用に向けた社会実験の公募  
→新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から延期

### ・令和3年10・11月：イベント等の社会実験の実施

令和2年に延期したイベント等の社会実験を実施  
→ゴミの投棄等の課題が改善できた一方で、新型コロナウイルス感染症等の影響により準備期間も少なく、短期間の取組であったため、事業性の検証等は不十分であった。



キッチンカーによる市民の憩いの場の提供



キャンプ体験

令和4年度については、引き続き、国管理地の占用を継続し、利用者が多い夏期も含めた長期間の社会実験(イベントの実施など)を行い、にぎわいの創出と効果的・効率的な管理運営に向けた民間活力の導入について検討を進めている。

# 多摩川丸子橋河川敷のにぎわい創出に向けた新たな利活用について

## 3 令和4年度社会実験の概要

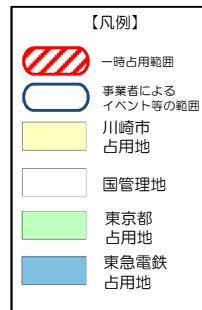
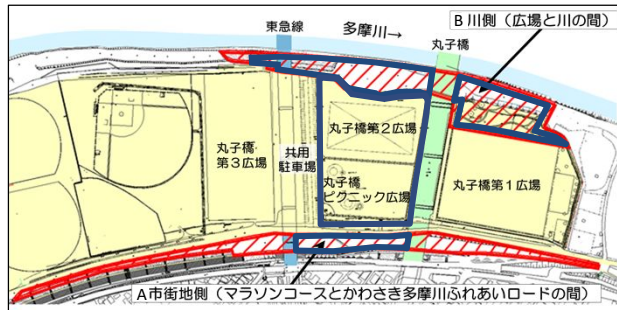
### (1) 一般のバーベキューの禁止

国管理地の一時占用を継続し、一般のバーベキューを禁止している。

**一時占用期間** A市街地側：令和2年4月1日から令和5年3月31日まで  
B川側：令和2年3月9日から令和5年3月31日まで

### (2) 新たな利活用に向けた事業者によるイベント等の実施

令和4年7月に新たな利活用に向けた事業者を公募により選定し、令和4年8～10月に事業者によるイベント等を実施した。



#### ① バーベキュー (グランピング・資機材レンタルなど)

実施箇所：川側  
実施日：8/6～10/30の土日祝等  
利用者：515名 (84組)  
概要：機材のレンタル等を実施



バーベキュー

#### ② キッチンカーによる市民の憩いの場の提供

実施箇所：市街地側  
実施日：8/6～(継続実施中) 土日祝  
概要：コーヒー等、③のイベント開催時等に出品



ふわふわタマランド

#### ③ 各種イベント

実施箇所：第2広場、ピクニック広場  
概要：賑わい創出に向けた各種イベントを実施

##### 1 ふわふわタマランド (エア遊具)

実施日 9/10・11 10/1・2・22・23 11/5・6  
利用者数 約3,000名/日 (最大)



移動動物園

##### 2 移動動物園

実施日 10/2  
利用者数 約400名

##### 3 プロレス観戦・体験・ゴミ拾い

実施日 10/2  
利用者数 約300名



プロレス観戦・体験

##### 4 音楽ライブ

実施日 11/5・6  
利用者数 約1,000名/日



音楽ライブ

#### 5 映画上映

実施日 10/2  
利用者数 約100名



映画上映

#### 6 クラフトビールイベント

実施日 10/8・9  
利用者数 約3,000名/日



クラフトビールイベント

#### 7 キッズプレイパーク

実施日 10/3・4 (平日)  
利用者数 18名/日



キャンプ体験

#### 8 キャンプ体験

実施日 11/5・6  
利用者数 35組 188名 (大人105名 子供83名)



プロレスラーとのゴミ拾いイベント



イベント時のゴミ箱の設置

※イベント等の取組を通じて、ゴミの収集・処理を実施するとともに、事業者と連携しゴミの投棄等の課題解決に向け、検証を行った。

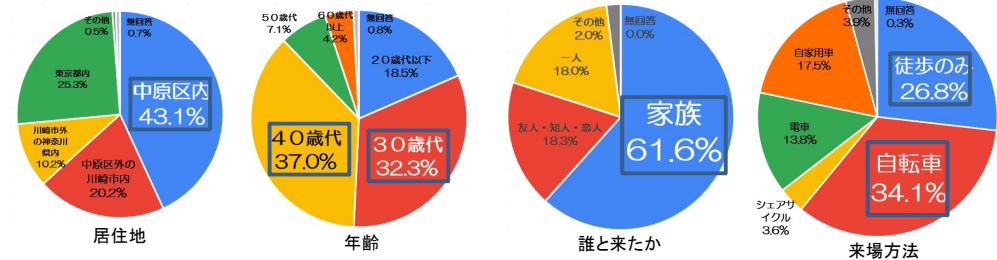
## 4 アンケート調査結果

河川敷利用者及び近隣住民等を対象にアンケート調査を実施

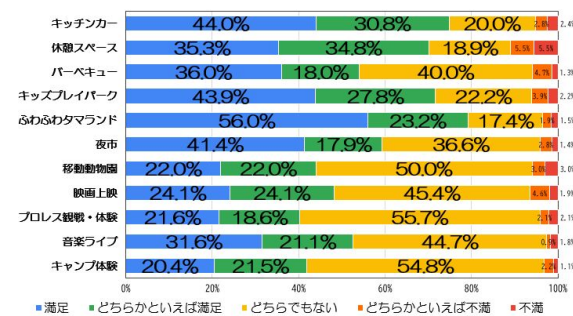
### (1) 河川敷利用者アンケート

調査対象・期間：各イベント参加者等河川敷利用者 8/6～11/30  
調査方法：各イベント開催時等に現地で配布、ヒアリング等 回収数：589枚

#### ① 回答者の属性・来場方法



#### ② 各イベント等の満足度について

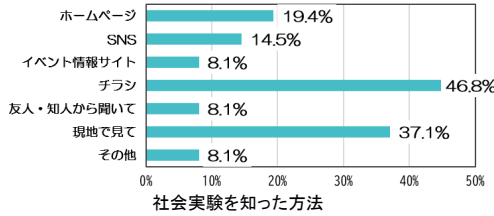
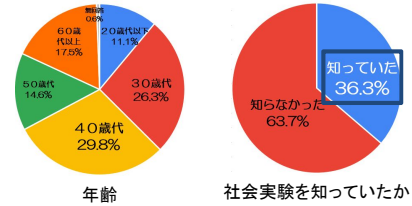


# 多摩川丸子橋河川敷のにぎわい創出に向けた新たな利活用について

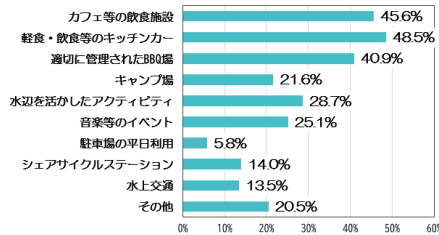
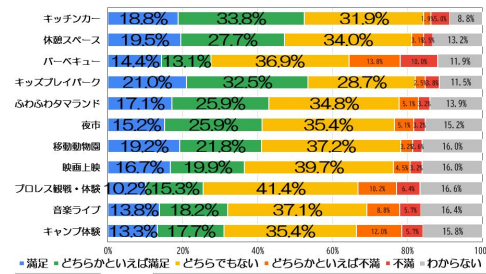
## (2) 近隣住民アンケート

調査対象・期間：近隣住民 11/12～11/30  
調査方法：ポスティング配布（約2,500通） 回収数：170枚

### ①回答者の属性等



### ②社会実験の取組について



### ③社会実験の取組についてどう思うか

- ・イベントがあると、賑わいがあり、子供も楽しそうだと思います。
- ・イベントを継続して収益を上げ、定期的に草刈やゴミの収集を行って欲しい。
- ・ゴミの不法投棄が大分少なくなったように思うが、河川敷で遊ばれた方が家庭ごみの回収場所に捨てられているように感じる。
- ・人が集まると、自動車、自転車等の駐車への適切な誘導と整備が必要では。

### (3) 周辺施設利用者・周辺商店街等アンケート

- ・運動場を利用しているが、帰りに飲食ができた子供と遊べるので楽しい。
- ・まちの活性化のために河川敷のイベント等はよいと思う。

## 5 事業者ヒアリング

ヒアリング対象：社会実験参加者（5社）

多摩川緑地バーベキュー広場共同事業体、武蔵小杉エリアマネジメント、リベラルコーポレーション、ロスフィー、鳥井

### ヒアリング内容

#### ①よかったところ

- ・子育て世代向けイベント等で多くの方に御来場いただき、喜んでいただけた。
- ・想定以上に集客でき、一定の事業性があることが確認できた。
- ・地域の企業等、関わる人が増えてきており、市内経済の活性化にも寄与できる。

#### ②課題

- ・実験期間が短期間であるため、十分な計画（施設設置、イベントスケジュール、広報等）の調整がしづらく、事業性の確保が困難であった。
- ・台風等のリスクへの対応を考えると事業期間は3年程度が望ましい。
- ・平日や冬期等の利活用を進めるには、繁忙期の収益を充当するなどの方法が考えられる。

## 6 社会実験の結果と今後の取組

### (1) 社会実験の結果について

#### (実験の効果)

- ・一般のバーベキュー利用を禁止したことやイベント等で積極的に広場等を利用したことにより、ゴミの投棄や騒音などの迷惑行為が大幅に減少した。
- ・民間活力を導入することで、地域の子育て世代を中心に満足度の高いイベント等による地域のにぎわい創出やイベント等を通してゴミの投棄などの課題改善を図ることができた。

#### (課題)

- ・にぎわった一方、トイレ、手洗い等の施設については不足している状況であった
- ・実験期間が短期間であったため、事業性の確保が困難であった。
- ・イベント等開催時以外には、一般のバーベキュー利用者によるゴミの投棄などが生じていた。

### ◆取組の方向性

**丸子橋河川敷のにぎわい創出とゴミの投棄等の課題解決に向け、必要な施設の整理や事業性の確保など、長期間での民間活力の導入等の検討を進め、市民サービスの向上や効率的・効果的な管理運営を推進する。**

### (2) 今後の取組について

- ・にぎわいのある水辺空間等の推進に向けて全国的に展開されている「河川空間のオープン化※」を活用した取組等について、河川管理者である国土交通省と協議・調整をおこなう。
- ・また、「丸子橋周辺バーベキューに関する連絡会」において、地域や関係者の合意を図りながら事業を推進していく。

※河川空間のオープン化・・・河川敷地の占用主体は原則として公共性・公益性を有する者であるが、河川敷地を賑わいのある水辺空間として積極的に活用したいという要望の高まりを受け、平成23年度に河川敷地占用許可準則を改正し、一定の要件を満たす場合、区域を指定して、営業活動を行う事業者等による河川敷地の利用を可能としたもの。

### (3) 今後の予定

- ・令和5年度については、国との協議・調整の上、令和6年度の新たな管理運営方式の導入を目指す。（その間、引き続き、国管理地を一時占用し、一般のバーベキューを禁止しながら新たな利活用に向けイベント等を継続実施）

